明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令（一四六）　二
○水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（一四七）　二
○下水道法施行令の一部を改正する政令（一四八）　三
○平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令（一四九）　三

〔告　示〕

○保険業法第二百七十一条の三十三第一項第二号の規定による同法第二百七十一条の十第一項の認可の失効に関する件（**金融庁**四六～四八）　三
○特定国外派遣組織を指定する件（**総務**一九〇、一九一）　四
○原戸籍の一部が滅失した件（**法務**二〇八）　四
○日本国に帰化を許可する件（**同**二〇九）　四
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**一八二）　五
○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（**財務・農林水産**一一）　五
○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一一二）　六
○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件（**同**一一三）　六
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一四一八）　六
○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一四一九）　六
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（**同**一四二〇）　六
○高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件（**経済産業**一二三）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**六二二、六二三）　六
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**一二九、一三〇）　七
○航路標識に関する件（**同**一三一～一三四）　七

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕　八

法務省　九

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕　九

国家試験　九

平成二十四年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）公告（最高裁判所）　九
平成二十四年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）の受験資格の認定について（同）　一〇

〔資　料〕　一〇

機械受注統計調査報告（平成二十四年三月）（実績）（内閣府）　一〇

〔公　告〕　一一

諸事項

官庁

証票無効、直轄災害復旧事業の完了　一一
関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、再生関係　一三〇

特殊法人等

独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　三〇

会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。